

第**3965**号

2019年(平成31年)1月11・25日発行

合併号

<https://www.rosei.jp/readers/>

労政時報

HRテクノロジー特集

HRテクノロジーを 実務に活かす

(サッポロビール/アマダホールディングス/ソラスト/フジクラ)

実務解説

労働法の視点から見た HRテクノロジー活用における留意点

本誌特別調査

2018年度 ホワイトカラー職種別賃金調査 (労務行政研究所)

インタビュー：転換期の企業人事を考えるシリーズ

10年後の人事部

第4回 株式会社サイバーエージェント 人材科学センター 向坂真弓氏

労働判例

満65歳に達した日以後は有期労働契約を更新しない旨の就業規則の定めに基づく雇止めは有効
(日本郵便事件 最高裁二小 平30.9.14判決)

相談室Q&A

- 給与明細書に固定残業代の金額を明記する必要があるか
- 年間休日数を就業規則で定めている場合、平成31年4~5月の大型連休にどう対応すべきか
- 日曜日から月曜日にかけて勤務した場合の休日労働の考え方
- 管理職ではない従業員を介して指示された業務に従事した時間外労働は、労働時間に該当するか
- 管理職候補として採用したが、採用後1年たっても管理職に登用しないのは違法となるか
- 完全月給制の管理監督者が懲戒による出勤停止処分を受けた場合、賃金を不支給とすることは可能か
- 災害に際して家族からの問い合わせに対し、社員の情報提供をどうすべきか
- 業務指導の行き過ぎで「つい手が出た」結果、社員が負傷した場合、労働災害に該当するか

【同梱付録】

実務に役立つ法律基礎講座(45) — 一定額残業代制

INDEX

目次は次ページをご覧ください



TOPICS

8 **ニュース** 労政ニュース

同一労働同一賃金ガイドラインを公表／「労働施策基本方針」を閣議決定／
改正労働基準法、改正労働安全衛生法・改正じん肺法関係の解釈をQ&A形式で発出 等

【お知らせ】「ここに注目 労働法令のポイント」：本号はお休みさせていただきます。

10 労働関係法令一覧（平成30年10～11月分）

【お知らせ】「パブコメから探る 先読み法令改正情報」：本号はお休みさせていただきます。

12 **労働判例** 労働判例SELECT

満65歳に達した日以後は有期労働契約を更新しない旨の就業規則の定めに基づく雇止めは有効
（日本郵便事件 最高裁二小 平30. 9.14判決）

14 労働判例一覧（平成30年 9 月分）

特集 1 **HRテクノロジー特集**

16 **HRテクノロジーを実務に活かす**

事例と解説から人事領域での利活用の現状と課題を探る

17 **【事例編】AIを活用した人事業務の生産性向上事例**

採用選考、退職者予測、健康増進など人事データの分析／戦略的活用にAIを活用する 4 社

21 **サッポロビール**

エントリーシート選考でAIを活用し、業務を効率化。学生との直接接点を増やす

28 **アマダホールディングス**

AIが応募者のパーソナリティ一面を、人事担当者が論理性を採点する“役割分担”で業務効率化を実現。
合格者データは次年度の採用マーケティングに活用

36 **ソラスト**

AIが抽出した高離職リスク社員へのフォロー面談で、入社1年目社員の離職予兆の判断・回避に高い効果。
配置換えやシフト変更など適切な対策がポイント

46 **フジクラ**

AI型分析ツール等を活用し社員のバイタルデータを分析、健康増進に向けた施策提案につなげる

57 **【解説編】労働法の視点から見た HRテクノロジー活用における留意点**

人事施策での活用に向けた従業員データの分析や、モニタリング等に伴う法的リスクを考える
菅野百合 西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士

特集 2 **本誌特別調査**

68 **2018年度 部長・課長・係長クラス・一般社員の ホワイトカラー職種別賃金調査（労務行政研究所）**

13職種に見る最新実態と諸格差の動向

関連資料

97 **厚生労働省、人事院調査による職種別賃金の実態**

規模別・学歴別・年齢階級別に見た所定内・所定外賃金、賞与の水準

賃金構造基本統計調査(2017年・厚生労働省)／職種別民間給与実態調査(2018年・人事院)

特集3 インタビュー：転換期の企業人事を考えるシリーズ

114 10年後の人事部

第4回 株式会社サイバーエージェント 人材科学センター 向坂真弓氏

人事や組織の課題解決に役立つ科学を目指す“人材科学センター”

DATA BOX

121 2019年春季生活闘争方針（連合）

125 【参考】金属労協（JCM）の交渉方針

問題研究

131 人手不足、転職市場活況期に考える「転職時の賃金変動」という情報の重要性

ビッグデータから転職時の賃金変動をリアルタイム提示。募集時賃金の検討に活用可能

高田悠矢 株式会社リクルートキャリア 経営統括室

140 相談室Q&A

- 給与明細書に固定残業代の金額を明記する必要があるか……140
- 年間休日数を就業規則で定めている場合、平成31年4～5月の大型連休にどう対応すべきか……142
- 日曜日から月曜日にかけて勤務した場合の休日労働の考え方……144
- 管理職ではない従業員を介して指示された業務に従事した時間外労働は、労働時間に該当するか……146
- 管理職候補として採用したが、採用後1年たっても管理職に登用しないのは違法となるか……148
- 完全月給制の管理監督者が懲戒による出勤停止処分を受けた場合、賃金を不支給とすることは可能か……150
- 災害に際して家族からの問い合わせに対し、社員の情報提供をどうすべきか……152
- 業務指導の行き過ぎで「つい手が出た」結果、社員が負傷した場合、労働災害に該当するか……154

同梱付録

実務に役立つ法律基礎講座(45) 定額残業代制

深津伸子 特定社会保険労務士 トラストリンク社会保険労務士事務所 代表

加藤 真 弁護士 法律事務所あすか